

# 農地復元誓約書（記載例）

令和 年 月 日

（宛先）岡崎市農業委員会会長

転用事業者（所在） 名古屋市中区〇〇三丁目〇番〇号  
〔賃借人〕（名称） 〇〇建設株式会社  
（代表） 代表取締役 〇〇〇〇

土地所有者（住所） 岡崎市△△町三丁目△番地  
（氏名） △△ △△

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請した下記1の農地に係る農地法第 条の規定による許可申請に関し下記2以下のとおり農地として利用できる状態に回復(以下、「復元」という。)することを誓約します。

記

- 農地法第 条許可申請に係る農地  
岡崎市〇〇町字〇〇番 田 1, 000 m<sup>2</sup>
- 工期及び復元実施時期  
工 期：令和元年8月1日から令和2年7月31日まで  
うち復元期間：令和2年7月1日から令和2年7月31日まで
- 復元の方法
  - 整地は申請地の南側道路高を基準とし、道路から30cm以内の高さとする。
  - 掘削行為により土量が減少し、跡地埋め戻しの基準地盤高が①の基準より低下する場合は、〇〇から購入する山土をもって補充基礎整地を行う。
  - 表土は、申請地において行う④に掲げる剥土作業により得られた作土で充当する。
  - 剥土は、地表より約1mを別に温存し、これをもって当該農地の表土とする。
  - 埋め戻しは山土等の良質土を使用し、建設廃材、網下土砂などの廃棄物は混入しない。
- 工事担当者  
〇〇建設株式会社 担当者：〇〇  
復元は、転用事業者の費用負担で転用事業者がこれを行う。  
なお、万一、転用事業者が復元を行わない場合は、土地所有者の責において復元する。
- 工事費用の額  
復元費用 1, 500, 000円  
(総事業費 9, 000, 000円のうち)
- 農業生産減退に対する補償  
現在、農作物が作付けされていないため特に補償は行わない。
- 添付書類
  - 工事計画書
  - 造成計画図
  - 縦横断図